主

原判決を取り消す。

被控訴人が青森県弘前市大字a字bc番d号原野一町八反四畝一六歩につき昭和二四年七月二日付でした買収処分並びに同日付でした売渡処分は無効であることを確認する。

訴訟費用は、第一、二審を通じ、参加によつて生じた費用は補助参加人の負担とし、その余の費用は被控訴人の負担とする。

事実

控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の主張並びに証拠関係は、左記のほか原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

第一、控訴人の主張

一、 被控訴人の売渡処分においては、甲第三号証の四売渡通知書によつて亡Aに対しbc番d号が売り渡され、甲第三号証の五売渡通知書によつて補助参加人Bに対しbc番f号が売り渡された。この点は被控訴人も認めるところである。しかるに、売渡処分よふり八年六ケ月を経て被売渡人への登記手続をするに当り、Aに対してはc番g号、Bに対してはc番d号につき各所有権保存登記がなされた。しかし、Bに対するc番d号の売渡処分は存しない。

二、 丙第二号証売渡通知書は、発行年月日は昭和二四年七月二〇日で甲第三号証の五と同じであるが、次の点において右甲号証と異なるものがある。

丙第二号証における売渡土地の表示は「青森県弘前市、、、」と記載されているが、旧 e 村か弘前市に合併されたのは昭和三〇年三月一日であるから、土地の表示は「青森県中津軽郡 e 村、、、」でなければならない。Bに売り渡されたのはbc番 f 号の土地一町二反九畝二四歩であるのに、丙第二号証においてはbc番 d 号の土地一町八反四畝一六歩と変つている。しかるに、賃貸価格一〇円三八銭、対価二二四円二一銭の記載は丙第二号証と甲第三号証の五と回じである。丙第二号証には発行番号が記載されていない。右甲号証では、自作農創設特別措置法第四一条の規定による売渡となつているのに、丙第二号証では同法第一六条の規定による売渡となつている。

以上の点からみれば、丙第二号証の売渡通知書は、これに添付された売渡計画書と共に、旧e村が弘前市に合併された昭和三〇年三月一日以降保存登記嘱託書作成の昭和三三年一二月一五日までの間に、県知事が全く関与しないで、何者かによつて偽造又は変造された文書であるといわねばならない。

三、 被控訴人主張の売渡計画更正の事実を否認する。

第二、 被控訴人の主張

一、 被控訴人は、甲第三号証の四売渡通知書によりAに対しbc番d号を売り渡し、甲第三号証の五売渡通知書によりBに対しbc番f号を売り渡した。

一、 のち、売渡処分による登記を嘱託するため現地を実測した際、売渡計画書、売渡通知書における地番、地積が実地に符合しないことに気付いて、弘前市農業委員会は実地に符合するように売渡計画書を更正し、Aに対しては b c 番 g 号原野九反一畝一三歩を、Bに対しては b c 番 d 号原野一町八反四畝一六歩を売り渡すこととした。これに基づきBに対し c 番 d 号の保存登記をした。

しかし、bc番の土地の売渡処分は、従来右土地を分割区画して自己所有地として使用収益していた地域を各人に売り渡したものであつて、売渡通知書における地番、地積の更正がなされても、実地については変動はなかつたものである。

第三、 補助参加人の主張

一、 予備的主張の一を次のとおり訂正する。

Aが大正八年兄Cから本件土地を贈与されたことが認められないとしても、父DからかねがねCの買い入れたbc番の土地を贈与すると話されていた(DがCの代理権を有しなかつたとしても、Aとしては父Dは子Cの代理権を有すると思うのは当然である。)ので、Aはおそくとも分家届出の大正九年二月一日から所有の意思をもつて平穏公然に占有を継続してきたから、二〇年を経過した昭和一五年二月一日をもつて取得時効が完成しその所有権を取得したから、本訴においてこれを援用する。

二、 予備的主張の二を次のとおり訂正する。

仮に右主張が認められないとしても、補助参加人は昭和二四年七月二一日本件土地の売渡通知書の交付を受けたので、その時から所有の意思をもつて平穏公然に占有し、その占有開始時において善意無過失であつたから、昭和三四年七月二一日を

もつて取得時効が完成しその所有権を取得したので、本訴においてこれを援用す

Aが贈与を受けた土地は丙第六号証に「cのd」及び「cのg」と表示されてい るニケ所である。BがAから買収前に贈与する旨いわれた箇所は丙第六号証の「c の d 」である。そして、 b c 番の当り分の所有者たちが各自の当り分について所有 権の登記ができるようにするために、e村農地委員会にbc番の買収、売渡の申出をしたいきさつから明らかなように、売り渡された箇所はもと当り分として各自使用収益してきた所である。したがつて、Bに売渡通知された土地は、売渡通知書の 「cの一」という記載にかかわらず、丙第六号証の「cのd」と記載された箇所で ある。Bは売渡通知により右cのdの土地につき売渡処分により完全な所有者にな つたと信じたのであり、かく信じたことについて過失はない。

証拠関係(省略) 第四、

争いない事実

被控訴人は昭和二四年七月二日自作農創設特別措置法に基づき引前市(当時は中 津軽郡e村)大字a字bc番の土地四町一反一畝二歩をEほか一〇名から買収し 同日右土地の内一町八反四畝一六歩をA又は同人の子補助参加人B(いずれである か争いがある。) に対し売り渡し、昭和三二年一二月二四日右一町八反四畝一六歩 をbc番d号と分筆手続をした上、昭和三三生一月一六日B名義に所有権保存登記 手続をした。

分筆前の c 番の土地は中津軽郡 e 村大字 a の部落民一九名が明治三五年一〇月二 八日国から払下を受け、その当時現地において事実上一九戸分に分割区画し、各人がそれぞれ「当り分」と称してその所有権を有していた。その後「当り分」の売買 等による権利の得喪があつて明冶四一年頃にはEほか一○名の所有するところとな つた。明冶四一年四月二〇日控訴人の父CはFから一戸分、Gから二戸分、Hから 四戸分合計七戸分を買い受け、大正七年四月一三日控訴人の祖父DはІから一戸分 を買い受けた。Dは大正一〇年六月二六日死亡し、Cが家督相続し、Cは昭和二〇 二日死亡し、控訴人が家督相続した。

AはDの五男(Cは長男)であるが、Aは大正九年二月一日分家届出をし 際分家財産として田、畑、宅地及び山林合計一二筆の贈与を受け(c番の当り分八 戸分が右贈与財産と共に贈与されたか否か争いがある。)、田及び畑については大 正一四年七月八日、宅地及び山林については昭和一八年一二月二八日それぞれ所有 権移転登記手続を了した。

権移転登記于続をよした。 以上の事実は当事者間に争いがない。 二、前記当り分八戸分の現地かどこであるかについて判断するに、成立に争いない甲第三号証の一ないし五、乙第四号証、第五、第六号証の各一ないし八、丙第六号証、原審証人」、K、L、Mの各証言によれば、bc番の土地は、本件買収処の対策は、「Mate Anternation (Aが所有者 分当時、L、Mを含む七名の者によつて事実上分割所有されていたが(Aが所有者の一人であつたか否かは後に判断する。)、右所有者らは、当時未登記であつた。 番の土地を各自に分筆して単独所有化する方法として自創法による買収、売渡の手 続を利用することを企て、旧e村農地委員会に対し右c番土地の買収と各所有者への売渡を申請したこと、これにより右委員会は右土地の買収計画並びに申請どおり 各所有者へ売り渡す旨の売渡計画を樹立したこと、青森県知事は右計画に基づき c 番土地の買収処分及び売渡処分をしたこと、Aは本件八戸分の所有者である旨申し出で、右八戸分は二ケ所は分れているが、そのうちの一をAに、他をBに売り渡し てもらいたい旨申請したので、売渡計画書及び売渡通知書においては、c番d号台 帳山林、現況採草地八反六畝一六歩をAに、c番f号台帳山林、現況採草地一町二 反九畝二四歩をBに売渡す旨記載されたこと、しかし、登記においては、c番d号原野一町八反四畝一六歩がBに、c番g号原野九反四歩がAに所有権保存登記がな されたこと、以上の事実が認められる。

右認定によれば、本件八戸分の現地は丙第六号証実測図に表示される「cのd」び「cのg」の二ケ所であると認められる。 及び「cのg」のニ

本件八戸分は、もとD及びCの所有であつたから、被控訴人及び補助参加 人の主張するAの分家の際の贈与の事実がなければ、相続関係上当然控訴人の所有 となるものである。そこで、Aへの贈与の有無について判断する。成立に争いない 甲第一号証の一ないし三、原審証人Nの証言(第一回)及びこれにより成立を認め うる丙第四号証、第五号証の一ないし一六によると、次のように認定することがで きる。

次に、成立に争いない甲第一二号証の一ないし五、丙第八号証の一ないし一四、原審証人Nの証言(第二回)により成立を認めうる丙第七号証の一ないし一三、原審証人N(第一、二回)、O、P、当審証人Q、Rの各証言、原審、当審の控訴人本人尋問の結果(当審第二回)によると、次のように認定することができる。

ほかに、Aへの贈与について適確な証拠はないから、被控訴人らのこの点の主張は失当である。

一次に、Aが本件係争地を時効取得した旨の補助参加人の主張について判断する。補助参加人は「AはDからかねがね本件土地を贈与する旨話されていた」と主張するが、この主張に副う原審証人Sの証言はたやすく信用できず、他に右主張事実を認めるに足る証拠はない。また、前記認定のとおり、分家の際のAへの贈与は認められない。しからば、右贈与が認められない以上、Aが分家の時から所有の意思をもつて占有を始めたということはできない。「所有の意思をもつて」は法律上推定されるけれども、「占有」の事実は推定されず、立証を要するところ、原審証人T、L、当審証人U、Qはいずれも補助参加人に有利な証言をするけれども、これらの証言は右占有の点について証拠とするに足りず、他にこの点の証拠は存しない。よつて、この点の補助参加人の主張は失当である。

五、以上のように、本件土地のAへの贈与及びAの時効取得はいずれも認められないから、本件買収の当時において本件土地及びc番g号の土地は控訴人の所有に属したものといわなければならない。

そこで、本件買収処分の効力について判断するに、成立に争いない甲第二号証の一、二、原審証人N(第一回)、O、K、原審当審証人Jの各証言並びに原審当審の検証の結果によると、前記第二項に認定したように、各所有者(ただし、Aは所有者でないのに所有者であると称した。)からの申請に基づき、旧e村農地委員会

は b c 番の土地の買収計画及び売渡計画を樹立し、これに基づき県知事は右土地の買収処分及び売渡処分をしたこと、右農地委員会は、Aらの申請をうのみにして全然調査せず、Aら申請者を認立したことには、Aら申請者と認立したこと、お職上山林で現況は採草地であると認めて、右買収及び売渡各計画を樹立したことでは、右土地の現況は一部農地もあるが、大部分は山林であり、後に分筆にからし、右土地の現況は一部農地もあるが、大部分は山林であり、後に分筆において主として樹齢約四〇年の杉立て全にわたって生立する山林であったこと、以上の事実が認められる。そして、Aであるに、おり、右各土地は、Aの所有でなく、控訴人の所有のに、本件土地の買収処分は対象地が山林であるに、本件土地の買収処分は対象地が山林であるに、本件土地の買収処分は対象地が山林であるに、本件としたこと及び所有者を間違えたことの暇疵を有するものであり、右買収処分は無効であるといわねばならない。

買収処分が無効であるから、その有効を前提とする売渡処分もまた無効であるといわねばならない。

六、 次に補助参加人の時効取得の主張について判断する。

Bに売り渡された土地はどこであるかについて判断するに、売渡計画書及 び売渡通知書においては、c番d号の土地八反六畝一六歩をAに、c番f号の土地 一町二反九畝二四歩をBにそれぞれ売り渡す旨記載されていること及び登記面にお いてはc番d号原野一町八反四畝一六歩がBに、c番g号原野九反四歩がAにそれ ぞれ所有権保存登記がなされたことは、前記認定のとおりである。ところで、控訴 人はBに売り渡されたのはc番f号であってc番d号ではないと主張する。しか し、Aに対してにせよBに対してにせよ売渡処分のなされうる(その効力を別として)土地は買収前の当り分八戸分の土地であつて、その現地は分筆後のc番d号とc番g号の二ケ所であることは前記認定のとおりである。売渡計画書及び売渡通知 書における土地の表示をみるに、c番d号は八反六畝一六歩であり、c番f号は一 町二反九畝二四歩であつて、後者の面積が前者の面積より大である。問題の個所は 二ケ所であり、丙第六号証実測図によればc番d号の方がc番g号より大きな面積 を有する。したがつて、売渡処分においては、大きい方をBに、小さい方をAにそ れぞれ売り渡したものであり、売渡計画書及び売渡通知書におけるc番f号、c番d号という地番は仮のものにすぎないというべきである。このことは、A及びB以 外の六名に売り渡されたc番の各土地の地番の表示が、売渡計画書と登記簿とでc番五号を除いて異なつていること(乙第五、第六号証の各一ないし八による。)か らも、いえることである。故に、Bに売り渡された土地は、売渡計画書及び売渡通 知書にて番「号と記載されたにかかわらず、丙第六号証実測図に表示される、番d 号であるというべきである。そうすると、Bは売渡通知書(甲第三号証の五)を受領したことにより(右売渡通知書は昭和二四年七月二〇日の発行であるからその頃 受領したものと認められる。)、分筆により c 番 d 号となつた本件土地を所有の意 思をもつて占有を始めたものと考えられる。

より買収、売渡のできないものであることか判明したはずである。原審当審証人Bの証言(当審第一ないし第三回)によれば、Bは何の調査もしていないと認められる。本件土地は現況山林であるのに、売渡通知書には現況採草地と記載されていたのであるから、被売渡人Bはそこに疑問を持つのが当然であり、疑問を持つたら調査をすべきである(調査は簡単にすむことである。)。簡単な調査によつて本件土地の買収、売渡の無効が判明したであろう。しかるに、何らの調査もしなかつため、過失であるというべきである。また、売渡通知書の「現況採草地」の記載を読まなかつたとか、読んでも疑問を持たなかつたとするなら、そのこと目体過失というべきである。以上の点から、Bは本件土地の占有のはじめ善意無過失であつたと認めることはできない。

最高裁判所の判例は、「自創法により土地の売渡を受けた者は、特段の事情がないかぎり、その売渡処分に瑕疵のないことまで確かめなくとも、所有者と信ずるにつき過失があるとはいえない。」と判示するけれども、右の法理は農地など自創法によつて処分のできる物件について適用されるものであり、自創法によつて処分のできない山林については適用されないものと解する。

したがつて、補助参加人の時効取得の主張は失当である。

七、 以上の故に、本件買収処分及び売渡処分は無効であるから、控訴人の本訴請求を認容すべきである。よつて、原判決を取り消して本訴請求を認容することとし、民事訴訟法九六条、八九条、九四条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本晃平 裁判官 石川良雄 裁判官 小林隆夫)